岩倉市高額療養費受領委任払い実施要領

（目的）

第１条　この要領は、岩倉市国民健康保険の被保険者に対し、高額な医療費の支払が困難な場合に高額療養費支給分の収受を保険医療機関に委任することにより、当該被保険者が適切な療養が容易に受けられ、安定した生活と福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　高額療養費受領委任払いの対象となる者は、高額な医療費の支払が困難な世帯主で、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第５７条の２に規定する高額療養費の支給を受けることができるものとする。

（申請方法等）

第３条　高額療養費受領委任払いを希望する者（以下「申請者」という。）は、市民窓口課に申請するものとする。

２　申請者は、保険医療機関に対して自己負担分を支払った後、高額療養費受領委任状及び国民健康保険高額療養費支給申請書に領収書、請求書等を添付して、市民窓口課で支給申請の手続をするものとする。

（支払額）

第４条　保険医療機関等に対して高額療養費受領委任払いをする額は、高額療養費の支給額とする。

（雑則）

第５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１６年７月１日から施行し、平成１６年７月診療分から適用する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１２月２日から施行する。